

2 平成29年度の数値目標(成果目標)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、平成29年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

【国の基本指針】

平成25年度末時点の施設入所者数の**12%以上が地域生活へ移行するとともに**、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から**4%以上削減**することを基本とする。また、当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障がい福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

平成25年度末時点の施設入所者数から**51人(9.98%)**が地域生活に移行するとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から**21人(4.11%)**削減することを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数 値	説 明
平成25年度末時点の入所者数(A)	511人	平成25年度末時点の数値です。
目標年度入所者数 (B)		
平成29年度見込み	490人	平成29年度末時点の入所人員見込数です。 国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設等に継続入所している18歳以上の入所者数は含まず
削減見込 (A) - (B)		
平成29年度【目標値】	21人(4.11%)	第4期障がい福祉計画における目標値です。
地域生活移行者数		
平成29年度【目標値】	51人(9.98%)	平成25年度末から平成29年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。

参考 【第3期障がい福祉計画策定時の目標値】

項目	数値	説明
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	579人	平成17年10月1日時点の数値です。
目標年度入所者数(B)		
平成年26度見込み	509人	第3期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成26年度実績(見込)	495人	平成26年度末時点の入所人員実績(見込)数です。
削減見込 (A) - (B)		
平成26年度目標値	70人(12.09%)	第3期障害福祉計画策定時の差引減少目標値です。
平成26年度実績(見込)	84人(14.50%)	平成26年度末時点の差引減少実績(見込)数です。
地域生活移行者数		
平成26年度目標値	115人(19.86%)	第3期障害福祉計画策定時の目標値です。
平成26年度実績(見込)	165人(28.49%)	平成17年10月から平成26年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の実績(見込)数です。

(2) 地域生活支援拠点等※1の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、その拠点整備の目標を定めます。

【国の基本指針】

平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

【本市の目標】

平成29年度末までに市内に少なくとも一つを整備することを目標とします。

【目標設定の考え方】

平成29年度末までに拠点をどれだけ整備していく必要があるのかについて、現在の課題を抽出した上で、県や関係機関との連携を図りながら、整備を進めていきます。

- 1 地域生活支援拠点等とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

また、拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(「面的な体制」)の整備を行うことも考えられるため、「地域生活支援拠点等」とされています。

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者(1)のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労(2)へ移行する者の人数について目標値を定めます。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

【本市の目標】

平成29年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者が、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍、22人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数 値	説 明
平成24年度の一般就労移行者数	11人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数です。
平成26年度の年間一般就労移行者数目標値	16人(4倍)	第3期障害福祉計画策定時の目標値です。 ()は平成17年度の一般就労移行者数(4人)からの倍率
平成26年度の年間一般就労移行者数実績(見込)	16人(4倍)	平成26年度において施設を退所し、一般就労する方の実績(見込)数です。 ()は平成17年度の一般就労移行者数(4人)からの倍率
平成29年度の年間一般就労移行者数【目標値】	22人(2倍)	平成29年度において施設を退所し、一般就労する方の目標値です。

- 1 福祉施設の利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者をいいます。
- 2 一般就労とは、一般企業等に就職すること(就労継続支援(A型)利用は除く)、在宅就労および自ら起業することをいいます。

就労移行支援事業の利用者数等

福祉施設の利用者の一般就労への移行の目標値を達成するために、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率に係る目標値を定めます。

ア 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指すものとする。

【本市の目標】

平成29年度末に就労移行支援事業の利用者数が、**37人以上**となることを目標とします。

【目標値を達成するための考え方】

項目	数 値	説 明
平成25年度末実績	23人	平成25年度末時点の実績です。
平成26年度実績(見込)	17人	平成26年度末時点の就労移行支援事業利用者の実績(見込)数です。
平成29年度【目標値】	37人	平成29年度末に就労移行支援事業所を利用する方の目標値です。

イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国の基本指針】

事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が**3割以上**の事業所を全体の**5割以上**とすることを目指すものとする。

【本市の目標】

平成29年度末に就労移行支援事業所のうち、事業所ごとの就労移行率が**3割以上**の事業所を全体の**5割以上**とすることを目標とします。

【目標値を達成するための考え方】

項目	数 値	説 明
平成25年度末実績	50%	平成25年度末時点で就労移行率30%を達成した事業所の割合です。
平成26年度実績(見込)	50%	平成26年度末時点で就労移行率30%となる(見込)事業所の割合です。
平成29年度【目標値】	50%	平成29年度末時点での就労移行率30%となる事業所の割合の目標値です。